

特別養護老人ホームフロイデ滝野 運営規程

(介護老人福祉施設)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人健睦会が経営する特別養護老人ホームフロイデ滝野（以下「施設」という。）が行う介護老人福祉施設の事業の適切な運営を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 要介護者に対し、適切な介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

- 第3条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上世話を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設を運営する法人の役員及び施設の管理者その他の従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」をいう。）であってはならないものとする。
- 5 施設は、その運営について暴力団員等の支配を受けてはならないものとする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称： 特別養護老人ホームフロイデ滝野
- (2) 所在地： 兵庫県加東市下滝野字高倉1283番地37
- (3) 定員： 62名 (多床室 42名 従来型個室 12名)

第2章 職員及び職務内容

(職員)

第5条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名(常勤、併設する事業所と兼務)
- (2) 医師 1名(非常勤、嘱託 併設する事業所と兼務)
- (3) 介護支援専門員 1名以上(常勤、併設する事業所と兼務)
- (4) 生活相談員 1名以上(常勤、併設する事業所と兼務)
- (5) 介護職員 20名以上(常勤、併設する事業所と兼務)
- (6) 看護職員 3名以上(常勤、併設する事業所と兼務)
- (7) 機能訓練指導員 1名(常勤)
- (8) 栄養士 1名以上(常勤、併設する事業所と兼務)

2 前項に定める者のほか、施設の運営上、必要な職員を置くものとする。

(職務)

第6条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を次のとおり行う。

- (1) 施設長(管理者)は、施設の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師は、入所者の健康管理、療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 介護支援専門員は、入所者が自立した日常生活を営むことができるように

支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

- (4) 生活相談員は、入所者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 介護職員は、入所者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。
- (6) 看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、入所者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 栄養士は、入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

第3章 運営に関する事項

(内容手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又は家族に対し、契約事項、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択にすると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び認定有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前条の被保険者証に介護保険法に規定する認定審査会意見が記載されているときは、審査会意見に配慮して、サービスを提供するものとする。

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供するものとする。

2 施設は、入所者が入院治療を必要とする場合その他入所者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

3 施設は、入所者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

4 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討するものとする。

5 前項の検討に当たっては、介護支援専門員、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士等の専門職間で協議するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において生活を営むことができると認められる入所者に対し、その入所者及びその家族の希望、その入所者が退所後に置かれる事となる環境等を勘案し、その入所者の円滑な退所の為に必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業所に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) 喧嘩、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、

要介護認定申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第12条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

第4章 施設サービスの内容及び利用料

(施設サービスの内容)

第13条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) サービスは次条に定める施設サービス計画に基づき、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行うものとする。特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

イ 親切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、親切的な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

ク 栄養、入所者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

(施設サービス計画の作成)

第14条 施設長(管理者)は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料等その他の費用の額)

第15条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

1日につき 1,545円

(2) 居住に要する費用

1日につき 多床室 915円 従来型個室 1,231円

(3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

実費相当額

(4) 入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

実費相当額

(5) 理美容料

実費相当額

(6) 指定介護老人施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。

①入所者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

実費相当額

②入所者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽費用

実費相当額

③インフルエンザ予防接種に係る費用

実費相当額

④預り金の出納管理費用

1月につき 1,000円

3 前第1項及び2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4 第1項及び第2項の額が変更となった場合及び新たに費用の徴収が必要となった場合などは、その都度、入所者又はそのご家族に対し説明し、同意を得るものとする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第16条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに嘱託医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 施設は、施設サービスの提供による事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施すること。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第18条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 虐待防止のための指針の整備と見直し
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る

2 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 施設は、消防法の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

3 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第7章 その他運営に関する留意事項

(定員の厳守)

第21条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(従業者の質の確保)

第22条 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年10回

(就業環境の確保)

第23条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第24条 事業者は、その提供する高齢者福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。(個人情報保護)

(衛生管理等)

第25条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設館内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染防止委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に開催すること。

(4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、蔓延の防止に万全を期すこと。また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては入所者との接触を制限する等の措置を講じるとともに、入所者及び職員に対して手洗いうやうがいを行わせる等衛生教育の徹底を図ること。

(重要事項の掲示)

第26条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第27条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情解決体制の整備)

第28条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第29条 施設は、入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(地域等との連携)

第30条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第8章 記録の整備

(記録の整備)

第31条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(法令との関係)

第32条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

2 この規程に定めるほか運営に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(消費税増税に伴う形式的変更のみ)

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。